

## 社保庁からの住所情報提供が可能に (DB・DC)～その3～

対象先

内容

DB年金

法令通知

厚生基金

財政運営

適格年金

資産運用

退職金

会計基準

DC

その他

ご参考に厚生基金のお客様にもお送りしています。

### ポイント

厚生労働省から通知<sup>1</sup>が出状され、確定給付企業年金(DB)や企業型確定拠出年金(企業型DC)における未請求者(住所不明者)対策として、社会保険庁から住所情報の提供を受けることが可能になりました。

➤ 既にご案内<sup>2</sup>の実施手順におきまして、今般の通知により社会保険庁との「覚書」締結方式から「申出書」提出方式に変更となっています。

➤ その際に使用する様式1「社会保険庁の保有する住所情報の提供について(依頼)」及び様式2「申出書」につきましては、以下の点にご留意ください。

1. 平成21年12月以降に申請となる場合は日本年金機構設立のため様式が変更となる見込みです。
2. 押印方法や袋とじ方法についても所定の決まりがあります。
3. 上記詳細は企業年金連合会ホームページ<sup>3</sup>をご参照下さい。

1 「社会保険庁の保有する住所情報の確定給付企業年金への提供について」(平成21年11月5日 年企発1105第11号)、「社会保険庁の保有する住所情報の確定拠出年金への提供について」(平成21年11月5日 年企発1105第7号)

2 「社保庁からの住所情報提供が可能に(DB・DC)～その2～」(平成21年8月31日付三菱UFJ年金ニュース 177)

3 [http://www.pfa.or.jp/nenkin/jusho\\_joho/](http://www.pfa.or.jp/nenkin/jusho_joho/) なお、本件に関する掲載は11月17日以降となる見込み。

以上